

鳥取県告示683号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷339の72から339の75まで、大字眷米字瀧谷坂625の69、625の84、625の91、大字落折字大林285の2、285の8、大字糸白見字女夫岩674の1、674の3、674の5、字タワラ719の1、721、726、727、728の3、729の5、729の8、729の9、732の1、733、734、字横石451、字雲場山684の21、684の26、684の30、字雲場685の21、字奥木地山686の6、字ヌクヨ668の1、字木地山643の3、643の4、643の7、649の3、692の14、773、字中木地山653の2、653の29、654の1、654の5、654の7、654の16、654の25、654の30、654の43、654の44、654の46、654の48、654の50、654の52、654の54、775の1、775の3、字一ノ谷692の8、692の13、字アヤシ谷699の12、701の11、字田方629の6、629の9、632、635、637、637の1、638、640の1、641の1、641の2、692の15、字小森476の1、477の14、481の20、字森上518の4、518の6、518の7、519の1、528の1、530の1、530の9、537の1、字上ノ山355の1、358、377、377の3、383の3、387、397の1、404、字ウヘノ山755の2、755の3、757の1、757の2、字水落シ569の1、569の5、569の7、569の9、586の1、588の4、字奥水落シ591の1、591の9、字ホフデン603の7、605の1、607の1、607の3、607の4、610、613の6、614の1、614の5、614の8、615の1、字岡開示413、427から429まで、435、436、443の1、443の7、444

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)